

平成 27 年 2 月 16 日

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する基本的な方向性(案)

職業教育を主体とする新たな高等教育機関を制度化するためには、次の項目について検討することが必要であり、より具体的な方向性を示し、現行制度上の 4 年制大学、短期大学あるいは専門学校からも進んで参加できるよう、新しい枠組みとしてのステータスを与える必要がある。また、日本国内的にも、国際通用性の観点からも十二分に評価される制度とする必要がある。

### 1. 基本的考え方

#### → 大学体系の中に位置づけるか、大学とは異なる新たな学校種を創設するか

- ・ 教育再生実行会議の第五次提言では、高等教育における専門職業人養成機能の充実というニーズに対応して、我が国の高等教育機関の多様化を図っていくことが必要であることから、実践的な教育を行う新たな高等教育機関の制度化が提言されたものと捉えるべきではないか。
- ・ 新たな高等教育機関の制度化に当たっては、育成すべき人材像やそれに相応しい教育内容の在り方等に応じて、大学体系の中に位置づけられるべきか、大学とは異なる新たな学校種が設けられるべきかという、制度化に向けた検討の基本的方向性に係る議論があるが、いずれによるかによって、制度設計上で配慮すべき点が相当異なる。
- ・ 大学体系の中に位置づける場合には、学位を授与することとなるため、学位授与機関としての水準に関する国際的互換性や、国内の既存学位授与機関の水準を踏まえることが必要となる。一方で、大学とは異なる新たな学校種を設ける場合には、学位授与権の付与は困難との考え方が基本となり、国内の既存学校種との整合性に留意する必要はあるものの、学位を授与する場合と比べて制度設計をより自由に行うことが可能となることが挙げられる。
- ・ 18 歳人口の過半数が大学に進学する現状において、実践的な職業能力を身につけた人材を輩出することを目的とした機関が求められていることを踏まえれば、サービス産業の高付加価値化など我が国の産業の高度化への要請に対応する人材養成の高度化を図ることや、卒業生の学修成果に関する国際的・国内的な通用性を確保することは極めて重要であり、この観点からは、新たな高等教育機関を大学体系に位置づけ、卒業生に求めるべき学修成果（ラーニングアウトカム）に関する水準についての国際的議論を踏まえながら、学位授与を行う高等教育機関と位置付けることが有益と考えられるのではないか。
- ・ また、高等教育における専門職業人養成機能の充実というニーズに対応し、我が国の高等教育機関の多様化を図っていくとの観点からは、現行制度上の 4 年制大学や短期大学、専門学校から新たな高等教育機関が進んで参加できるような仕組みとする必要があるのではないか。
- ・ これらを踏まえれば、新たな高等教育機関に関しては、大学体系の中に位置づける方向で制度設計の検討を更に進めることを基本とすべきではないか。

ただし、この位置づけの判断については、学位授与機関として必要となる諸要件の具体的な内容や、大学・短期大学との差異、学位の種類をどのようなものとするか等の精査が必要であり、今後、中央教育審議会等での議論においては、大学とは異なる

新たな学校種を設ける可能性を全く排除することはせず、これらを踏まえて審議することが必要ではないか。

○ 学術（アカデミック）大学と専門職業大学（仮称）との違いを明確化する。

→ **新たな高等教育機関の目的**

- ・ 職業に従事するために必要な実践的知識・技能・能力の育成を行うものであるため、新たな高等教育機関の主たる目的として「教育」、特に質の高い専門職業人養成のための教育を位置付けることが必要ではないか。
- ・ 「研究」については、教育再生実行会議第五次提言において専門高校卒業者の進学機会や社会人学び直しの機会の拡大に資することが期待され、「研究」よりも「教育」に対する期待が大きいことから、海外の Bachelor を授与する教育機関の目的として「研究」を限定的に規定する例があることに倣い、新たな高等教育機関の目的としては、「研究」を「教育」と並置して主たる目的に位置付けることはせず、例えば、教育内容を学術の進展や職業分野における技術革新等に即応させるために行うものと位置付けることが学位授与機関として妥当かという方向で検討することが適当ではないか。

○ 社会人としてのバランスの取れた人材育成の体系をつくる。

（新たな高等教育機関と職業能力開発校の差異の明確化。）

○ 理論と実践（実技、実習、体験）教育バランスを強化する。

（職能分野別課程の明確化。分野共通の教育プログラムの指針。）

→ **教育内容・方法**

- ・ 各職業分野に従事するために必要な実践的知識・技能・能力を培うとともに、社会人としてバランスのとれた人材を育成するためには、専門教育とその基盤となる教養教育にわたって体系的な教育課程を編成することとするのが妥当ではないか。
- ・ その教育課程全体を通じて、分野横断的に求められる論理的理解力・批判的思考力・客観的判断力等の能力を育成するとともに、主体性を持って多様な人々と協働することを通して、課題の解決を図っていくことができる力を育むことが必要ではないか。
- ・ 教育方法については、学術研究を志向する大学との比較において、実習、実技、演習、実験等を重視し、講義形態の授業だけでなくPBLやインターンシップなど実践的な方法を積極的に取り入れることが適当ではないか。さらに、効果的に実践的能力を培う観点から、在籍する全ての学生が長期インターンシップ等に参加するよう努めるものとすることも考えられるのではないか。
- ・ 教育課程の編成については、最終的には新たな高等教育機関の責任の下で決定されるものであるが、各職業分野のニーズを的確に反映させるために、何らかの制度的仕組みを設けることにより、産業界による一定の参画を義務付けることとする必要があるのではないか。その仕組の具体的な在り方については、今後慎重に検討することが必要ではないか。

○ 修業年限は、2～4年とする。

（大学卒業業者や社会人受入態勢の確保。）

→ **修業年限**

- ・ 修業年限は、各職業分野に従事するために必要な知識・技能・能力に応じて2年から4年までの設定を可能とすることが適当ではないか。
- ・ 社会人の学び直しに対応するためには、学位プログラムの修業年限では学修期間が長すぎることが考えられるため、短期（例えば2～3か月単位）の履修を可能としたりするなどの工夫も検討に値するのではないか。

### 3. 高等教育機関としての位置付け

- 学位、称号の在り方。
- 国際的通用性の明確化。
- 教育段階と学修成果、職能段階、職能資格（資格枠組み）の明確化。

#### → 学位・称号

- ・ 修業年限4年の場合は「学士」相当の学位、修業年限2～3年の場合は「短期大学士」相当の学位を授与することが適当ではないか。
- ・ ただし、現在の「学士」や「短期大学士」を授与するか、或いは、それ相当の別の職業学位という概念が国際的標準の視点も含めて適切かについては、大学、短期大学や高等専門学校における学位又は称号に関する現状を踏まえ、今後十分に検討を行う必要があるのではないか。
- ・ 特に「学士」相当の学位を授与する場合は、学位プログラムの学修成果（ラーニングアウトカム）の具体化を目指している諸外国の動向も踏まえ、中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』が示す「学士課程共通の学習成果に関する参考指針」や、諸外国における学習成果の指標に照らした検討が必要となるのではないか。

- 永続性・安定性の確保（現専門学校より自由度は厳しくなる）。
- 公共性の確保（文部科学大臣認可）。

#### → 質の保証システム

- ・ 大学や短期大学とは別に、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関に相応しい設置基準を設定することが適当ではないか。
- ・ 設置者は国・地方公共団体・学校法人とし、設置認可は文部科学大臣が行うのが適当。また、設置者となる学校法人に求められる要件は、永続性・安定性の確保のため、既存の学位授与機関を設置する学校法人と同等の水準設定が必要ではないか。
- ・ 教育情報や財務情報の公開（「大学ポートレート」への参画等）については、少なくとも既存の学位授与機関と同程度の水準が求められ、その具体的在り方について今後さらに検討することとすべきではないか。
- ・ 経営の悪化などにより教育の質の保証ができなくなった場合の対応の在り方についても検討が必要ではないか。

### 2. 設置基準に盛り込むべき内容

- 高等教育に相応しい体系的設置基準（定量と定性）をつくる。

→ **設置基準**

- ・ 大学や短期大学とは別に、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関に相応しい設置基準を設定することが適当ではないか。(再掲)

- 収容定員と教員数の定量化。
- 教員の組織、教員の資格。
- 実務家教員の数と資格の明確化(分野ごとに)。
- 実務家教員の教育指導力の強化規定(FD・SD)。

→ **必要教員数・教員の資格要件(実務家教員を含む)**

- ・ 学術研究志向の大学に比べて、教員組織全体として研究活動に大きなエフォートが求められるものではないが、他方、新たな高等教育機関が重視する実習・実技・演習・実験等の教育方法を行うためには、教育活動に対してより大きなエフォートが求められることを勘案する必要がある。新たな高等教育機関の必要教員数については、これらの点と、現在の大学や短期大学の教員数の基準を踏まえて、更に検討する必要があるのではないか。
- ・ 教員組織の一定割合は、各職業分野において卓越した実績を伴う実務経験を有する者(実務家教員)とすることが適当ではないか。また、実践的教育内容の陳腐化を避けるため、企業等において最先端の実務に携わりつつ、並行的に新たな高等教育機関において教育に当たる者を確保する必要性が高いため、一定条件の下、当該者も必要教員数のカウントに算入できる仕組みとすることが望ましいのではないか。
- ・ 実務に関する能力については、保有資格や実務上の業績、離職年数の制限等により確実に質が保証できる仕組みが必要ではないか。また、特に非常勤の実務家教員をはじめとした教員の指導力向上のため、FDによる能力向上も求められるのではないか。
- ・ 学術研究を志向する大学に比べれば、個々の教員の資格要件において学術研究上の業績に過度な比重を置くことは適当でないが、専門的職業教育を志向する諸外国の高等教育機関においても、学生にBachelorレベル修了者に求められる能力を身に付けさせるため、専門分野の学術研究を通じて批判的思考展開等の訓練を積んだ者が教員として必要とされていることを踏まえ、これらの者を一定程度備えることが必要ではないか。

- 教育の組織的質保証、学習成果(D)、教育課程と内容(C)、入学者受入(A)。
- 卒業の要件等の明確化。

→ **入学者受入れ・卒業要件等**

- ・ 新たな高等教育機関における教育及び入学者選抜の在り方については、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜一体的改革について」(H26.12.22 中央教育審議会答申)を踏まえたものとすることが重要ではないか。
- ・ 教育内容や授業の方法については、既往の大学とは重点が異なるが、卒業に必要な学習量については、例えば、修業年限4年の場合は124単位(修業年限2年の場合は62単位)の修得を求めるなど既存の学位授与機関と同水準を求めることが適当ではないか。



○ 教育施設・設備の定量化と弾力化（校舎基準、校地基準、設備基準）。

→ 施設・設備等

- ・ 新たな高等教育機関においては、職業分野の特性に応じ、実践的な職業教育を行う上で必要な施設・設備を備えることは不可欠である。ただし、具体的にどのような施設・設備が必要であるかについては職業分野により大きく異なる上、実社会における変化に柔軟に対応する必要があることにも配慮が必要。
- ・ いずれの職業分野であっても、専門教育を行う教育機関として、当該分野に応じた図書等の資料を備えるべきではないか。また、授業時間以外においても常時学生の自発的学習を妨げない学習環境の整備が必要と考えられるのではないか。他方、新たな高等教育機関の目的に照らし、運動場や体育館を必置とするかについては検討が必要ではないか。
- ・ 校舎面積・校地面積については、教室を含む必要な施設・設備を備えられる適切な基準とすべきであるが、新たな高等教育機関においては、企業等と連携して現場実習をはじめとする実践的な演習等を行う必要があるほか、社会人の学び直しに対応する必要があることを踏まえた検討を今後具体化していくことが適当でないか。

#### 4. 評価の在り方

- 自己点検・評価と PDCA サイクルの検証。
- 自己点検・評価においてその分野に精通した企業人を加える。
- 設置基準に準拠した評価に加え、分野別評価を実施する。  
(外形的機関評価と教育内容と方法の分野別評価。)
- 常に産業界と連携をとる。  
(業界団体、職能団体との連携の在り方)

→ 自己点検・評価、第三者評価

- ・ 設置認可や自己点検評価、第三者評価においては、学術研究を志向する大学とは異なり、職業分野の産業界関係者の積極的協力を得ながら教育の質を確保することができるシステムが必要ではないか。特に資格に関連する分野については、質を保証する仕組みとして職能資格団体等による教育課程認定等を活用することを含め、制度設計にあたって資格との関係に留意が必要ではないか。この点を含め、各分野の業界・職能団体等との具体的な連携の在り方については、今後更に検討が必要ではないか。
- ・ 第三者評価については、既存の学位授与機関と同様、認証評価を行うことが適当ではないか。その際、機関別評価に加え、各職業分野の専門性に応じた分野別の評価を実施することも考えられるが、その具体的な在り方については今後さらに検討が必要ではないか。

#### 5. その他

- 専門分野を業界職種に分けた体系をつくる。(例えば、看護系、介護福祉系、機械系、電気系、建設・土木系、情報系、財務会計、司法系、理容系、ビジネス系、複合系等々) 業界団体、職能団体、分野別学会団体等の意見を取り入れる仕組みをつくる。

→ 分野

- ・ 制度として職業分野の限定は行わない。なお、設置基準において各分野の特性を踏まえた基準を設ける際にどのような分野の種類を設けるかについては、現行の大学における学部の種類や現在の職業教育における実態等を踏まえて、更に検討をする必要があるのではないか。
- ・ ただし、新たな高等教育機関に対しては、サービス産業の高付加価値化や地方創生のための地方産業の活性化を人材供給面から支えるという機能を果たすことが期待されており、こうしたニーズにも十分に対応できるものとすることは重要ではないか。

→ **名称**

- ・ 新たな高等教育機関の名称については、例えば「専門職業大学」等が考えられるが、今後の具体的な制度設計に応じて適切な名称を検討すべきではないか。

→ **高大接続**

- 職業専門高校、高等専修学校で培った内容を継続して深化・発展させるための高等教育機関とする。
- 普通科及び総合学科の高等学校卒業者の受入にも配慮が必要。

→ **公的助成**

- ・ 新たな高等教育機関を学校教育法第1条に位置付ける場合には、質の高い専門職業人養成という重要な目的を担う公的教育機関であることにかんがみ公的助成の対象としうると考えらえるところ、新たな高等教育機関の設置基準に相応しい助成水準の検討とともに、新たな高等教育機関による追加的財政需要に見合った財源の確保が必要ではないか。